

「こども条例(仮)」を考える市民ワークショップ

第1回 子どもの権利条約

令和5.11.19(木)19:00～
市役所 B1 市民ホール

本日の内容

- 1.趣旨説明
- 2.「子どもの権利条約」を一緒に学ぼう
- 3.次回予告
- 4.意見交換

世界の動き→

1924年

○
児童の権利に
関する宣言Ⅰ
(ジュネーブ宣言)

1959年

○
児童の権利に
関する宣言Ⅱ

1989年

1994年批准

○
児童の権利に
関する条約
(子どもの
権利条約)

▲今日のテーマ

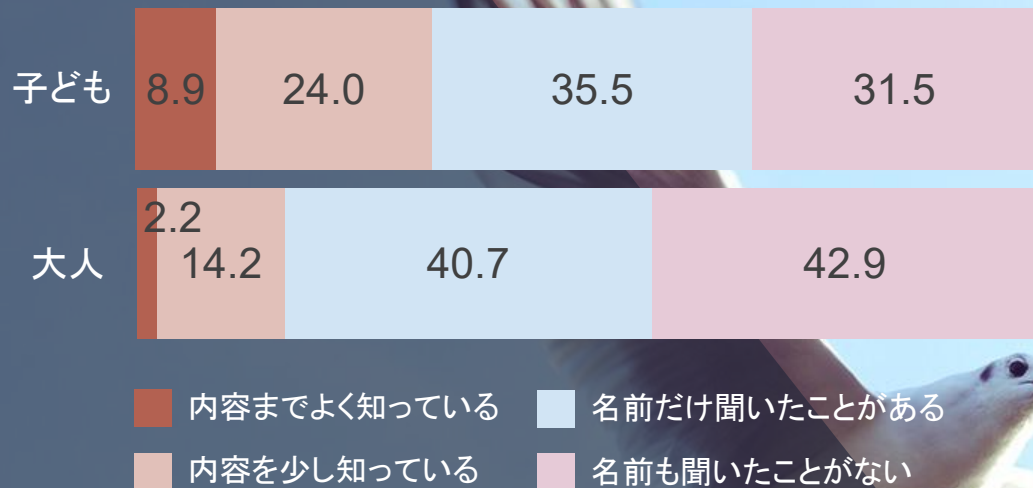
←日本の動き

2023年施行

○
こども基本法
(子どもを権利の
主体と位置付け、
権利を保障する
総合的な法律)

▲次回のテーマ

Q.子どもの権利条約 を知っていますか？



(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2019年夏、子どもの権利条約の国連採択30年、
日本批准25年にあたり、全国の15歳から80代までの
3万人を対象とした子どもの権利に関する意識調査を実施

<https://www.savechildren.or.jp/>

児童の権利に関する宣言 I (ジュネーブ宣言)

1923(T12).2.23 ジュネーブ(スイス)で発表

1924(T13).11.26 国際連盟総会で承認、署名
政府機関によって承認された最初の人権文書

- (1) 児童は、身体的ならびに精神的の両面における正常な発達に必要な諸手段を与えられなければならない。
- (2) 飢えた児童は食物を与えられなければならない。
病気の児童は看病されなければならない。
発達の遅れている児童は援助されなければならない。
非行を犯した児童は更生させられなければならない。
孤児および浮浪児は住居を与えられ、援助されなければならない。
- (3) 児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならない。
- (4) 児童は、生計を立て得る地位におかれ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない。
- (5) 児童は、その才能が人類同胞への奉仕のために捧げられるべきである、という自覚のもとで育成されなければならない。

児童の権利に関する宣言Ⅱ

1959(S34).11.20 35年経過した「ジュネーブ宣言」を拡張し、国際連合総会で承認され署名

(1)児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己またはその家庭のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

(2)児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によつて与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当つては、児童の最善の利益について、最善の考慮が払われなければならない。

(3)児童は、その出生のときから姓名及び国籍をもつ権利を有する。

(4)児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。

(5)児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えなければならない。

(6)児童は、その人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できる限り、両親の愛護と責任のもとで、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の保護を与える義務を有する。子供もの多い家庭に属する児童については、その援助のため、国その他の機関による費用の負担が望ましい。

児童の権利に関する宣言Ⅱ

1959(S34).11.20 35年経過した「ジュネーブ宣言」を拡張し、国際連合総会で承認され署名

【前頁からつづき】

(7)①児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

②児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

③児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

(8)児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まられなければならない。

(9)①児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。

②児童は、適当な最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又その身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に、従事させられ又は従事することを許されてはならない。

(10)児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという充分な意識の中で、育てられなければならない。

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

1989(S64).11.20 児童の権利に関する宣言Ⅱ
30周年に合わせて国際連合総会で採択

1990(H2).9.2 発効

現在は国際連合加盟国を上回る
196の国と地域で締結され
世界で最も受け入れられている人権条約



児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

1990(H2).9.2 発効

1994(H6).5.22 日本が**批准**し、国内で効力が発生

我が国では、子どもの権利への反発が一部で根強く
世界のなかでは158番目と遅かった…

主な理由は、栄養失調や路上生活などに悩む発展途上国の問題で
「日本で条約は必要ない」と受け止められたこと、学級崩壊などに直面
した教育現場で、「子どもたちに権利を教えたら大変なことになる」といった
懸念があったことなどと言われる。

その実、条約批准後も、国連から何度も指摘を受けながらも、政府では
現行法で子どもの権利は十分守られると主張し、国内法は長らく整備されなかった。

ひじゅん
批准

議会の同意を得て国家元首が裁可や認証、公布を行うことにより国内において成立し、多国間においては国際機関等に批准書を寄託することにより、二国間においては締約国間で批准書を交換すること等により確定する。日本では事前(又は事後)に国会の承認を得て、内閣が批准し、天皇が国事行為として認証し、交付する。



「こども基本法」基本理念
に特に関わりの深い条項

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

Declaration of the Rights of the Child

10歳以上の子ども向け条文

(意図を変えないように一部省略、絵と内容は無関係)

子どもの直接的な権利

子どもの間接的な権利(親のすること)

子どもの間接的な権利(国のすること)



2018.10.20発行 創元社

第1条

子どもの定義



子どもの定義

この条約はすべての子どもに
関係があります。

子どもとは、18歳になって
いない人のことです。

子どもは、この条約によって
守られます。





2

子どもの権利条約



第2条

差別されない権利

差別の禁止

この条約は、すべての子どもにあてはめられます。誰も差別されることはありません。

1. 子どもは、女の子であっても男の子であっても、健康であっても病気であっても、どのような民族や社会に生まれても、どのような言語を使っても、どのような宗教を信じていても、どの国の人間であっても、それらの違いを大切にしてもらい権利があります。

2. 子どもは、平等の権利をもっています。つまり、国はすべての子どもの権利を同じように大切に守らなければなりません。



子どもに
もっともよいことを

第3条

幸せの権利

1. 子どもに^{かんけい}関係のあることを^き決めるときは、子どもにとって^{かんが}よいことかどうかを考えなければなりません。

2. 親^{おや}が子どもを^{しあわ}幸せにすることができない場合、^{ほあい}国は子どもの^{しあわ}幸せを守り、^{ほしょう}保障しなければなりません。

3. 国は、子どもの^{しあわ}幸せを^ひ引き上げるすべての^{しせつ}施設（^{がっこう}学校、^{けいさつ}警察など）が、きちんと子どもを^{たす}助け守っているか^{みは}どうかを見張らなければなりません。



第4条

権利を使う権利

くに しょうやく か けんり
国は、この条約に書かれたすべての権利
を子どもが使えるように、できるかぎりの
ことをしなければなりません。





第5条

親が指導する権利



くに、こ、じぶん、けんり、つか、じぶん、のうりょく
のぼすために、おや、こ、しどう、けんり
とぎむ、たいせつを大切にしなければなりません。



生きる権利・
育つ権利

6

子どもの権利条約



第6条

生きる権利と成長する権利

1.すべての子どもが、生きる権利と殺されない権利をもっています。

2.国は、子どもが死なずに生きていて、きちんと育てているかどうかを見張らなければなりません。子どもが成長するために、できるかぎりのことをする義務があります。



名前・国籍を
もつ権利

第7条

名前と国籍をもつ権利

1. 子どもには、生まれたときからすぐに、
名字と名前と国籍をもつ権利があります。
国籍をもつことで、子どもは国に受けいれられ、
守られます。また、子どもは親を知る権利と、
親と一緒に生活する権利をもっています。

2. 国は、国籍がない場合でも、名字と名前をもち、
親と一緒に生活する子どもの権利を大切にしなければ
なりません。





名前・国籍・家族関係
が守られる権利

第8条

身元が守られる権利

1. 国は、子どもの身元を守らなければなりません。国は、子どもの名字、名前、国籍、家族関係が失われないようにする必要があります。

2. 子どもの身元が奪われた場合、国は子どもを守り、できるだけ早く子どもの身元をとりもどさなければなりません。



第9条

親と一緒に生活する
権利

1. 子どもには、親と一緒に生活する
権利があります。

2. 親が別れる場合、子どもに関係あること
を決めるとき、子どもには自分の考えを
いう権利があります。

3. 親と離れて暮らす場合、子どもには定期的に親
と会う権利があります。

4. 子どもには、親がどこにいるかを知る権利があります。
(子どもにとってよくなかったり、子どもの幸せのためにならない場合は除きます。)



別々の国にいる
親と会える権利

第10条

家族と再会できる
権利

1. ^{おや}親と^{ちが}違う^{くに}国にいる^{ばあい}場合、^{おや}親と
^{さいかい}再会^こするために、^{くに}子どもには^{くに}国を
^で出て^{べつ}別の^{くに}国^{はい}に入る^{けんり}権利があります。
^{おや}親も^{おな}同じ^{けんり}権利をもっています。

2. ^{おや}親と^{ちが}違う^{くに}国に住^すんでいる^{ばあい}場合、^こ子どもには
^{おや}親の^いところへ^{けんり}行く権利があります。





よその国に
連れさられない権利

第11条

別の国に無理やり連れていかれることのない権利

1. 国は、子どもが無理やり別の国に連れていかれることがないようにしなければなりません。
2. 無理やり連れ去られた場合、子どもが親のもとに戻れるよう、国どうしが力を合わせて行動しなければなりません。





第12条

自由に意見をいう権利



意見を表す権利

1. 子どもに^{かんけい}関係のあることを^き決めるときはいつでも、
自分の^{いけん}意見をもつ^{ねんれい}年齢になった
子どもには、自分の^{かんが}考えをいう
権利^{けんり}があります。大人^{おとな}は、子どもの
意見^{いけん}を^き気にかけなければなりません。

2. 国は、子どもに^{かんけい}関係のある^{じゅうよう}重要な^きこどが^き決め
られるときはいつでも、子どもの^{いけん}意見が^き気にかけ
られているかどうかを^{みは}見張らなければなりません。





表現の自由

第13条

表現の自由の権利

1. 子どもには、自分の意見を自由に表現する権利があります。また、いろいろな情報を探したり、受けとったり、伝える権利もあります。

2. 表現の自由には、いくつかの制限があります。
 (a) ほかの人の権利と評判を大切にしなければなりません。
 (b) 社会を危険にさらすことはできません。



14

子どもの権利条約

思想・良心・宗教の
自由

第14条

思想・良心・宗教の
自由の権利

1. 子どもは、思想と良心の自由をもつてい
ます。宗教のおきてを守ることもできます。

2. 親には、子どもの年齢と能力に応じて、この権利が使える
ように指導する権利と義務があります。

3. 宗教のおきてを守ったり、信念（自分が考えてい
ること）を表現する自由には、制限があります。

(a) ほかの人の自由と権利を大切にしなければなり
ません。(b) 社会を危険にさらすことはできません。



第15条

集会の自由の権利

結社・集会の自由

1. ^こ子どもには、ほかの^こ子どもたちや
^{おとな}大人と一緒に^{いっしょ}グループをつくったり、
^{じぶん}自分がおもしろい^{おも}と思う^{はなし}テーマで話
をしたり^{かつどう}活動をする^{しゅうかい}集会に^{さんか}参加する
^{けんり}権利があります。

2. ^{しゅうかい}集会の^{じゆう}自由には、^{せいげん}制限があります。

(a) ^{ひと}ほかの^{じゆう}人の^{けんり}自由と^{たいせつ}権利を大切にしなければ
なりません。

(b) ^{しゃかい}社会を^{きけん}危険にさらすことはできません。



プライバシー・
名誉の保護

第16条

私生活が守られる
権利

1. 法律上の理由がないのに、
子どもの私生活、つまり、家族との
生活や子ども自身のことに関し、
権利は誰にもありません。子どもの家、
手紙、名誉や評判も私生活に含まれる
ため、それらも同じように守られます。

2. 国は、子どもの私生活のすべての面を守る法律を
つくらなければなりません。



第17条

情報を手に入れる
権利

子どもには、さまざまな^{ただ}正しい
(マスメディアの)情報^{じょうほう}を手^てに入れる^い
権利^{けんり}があります。

くに
国は、

- (a) マスメディア(ラジオ、テレビ、新聞^{しんぶん}など)が子どもたちのためになる情報^{じょうほう}を伝^{つた}えているかどうかを見張^{みは}る必要^{ひつよう}があります。
- (b) ほかの文化^{ぶんか}や知識^{ちしき}の理解^{りかい}を助^{たす}けとなること^{こと}をする必要^{ひつよう}があります。
- (c) 子ども^このための本^{ほん}を作成^{さくせい}するあ^おと押し^おをする必要^{ひつよう}があります。
- (d) 少数派^{しょうすうは}のグループ^{ぐるーぷ}に生^うまれた子ども^この文化^{ぶんか}や言語^{げんご}をマスメディアが気^きにかけるよう^{よう}に、あ^おと押し^おをする必要^{ひつよう}があります。
- (e) 子ども^こにとってよくな^{よくな}かったり、幸^{しあわ}せにな^{しあわ}らない情報^{じょうほう}から守^{まも}る必要^{ひつよう}があります。



子どもの養育は
まず親に責任



第18条

親の責任

1. 親には、子どもを育て、立派に成長
しているかどうかを見張る責任があります。

2. そのために国は、子どもにとってよいことや、
子どもの幸せにためになることを見張る施設や
サービスをつくって、親を助けなければなりません。

3. 子どもの親がふたりとも働いている場合、国は親が
責任を果たすための手助けをしなければなりません。





19

子どもの権利条約

第19条

ひどい扱いを受ける
ことから守られる
権利

あらゆる暴力からの
保護

子どもには、暴力、遺棄、放棄、搾取、
性的虐待から守られる権利があります。

1.国は、親やそれ以外の人に育てられている子どもを、
どのような形であってもひどいあつかいを受けることから
守らなければなりません。

2.国は、子どもがひどいあつかいを受けて苦しむことが絶対にな
いように見張らなければなりません。もしそのようなことが起きたら、
国はその子どもの手助けをする必要があります。



第20条

家族がいなくても守られる権利



家庭を奪われた
子どもの保護

1. 子どもから家族がいなくなった場合、
国はその子どもを守り、めんどうを見なければなりません。

2. ひとりで生活することがないように、家族に
かわる保護者が子どものために用意されます。

3. 保護者となる人を選らぶときは、子どもの過去の
生活や文化を気かけなければなりません。





養子縁組

第21条

養子縁組の権利

子どもの幸せのためになる場合だけ、
養子縁組が認められます。

(a) 養子縁組を受けいれて、認めることができるのは、
子どものめんどろを見ていてる人たちだけです。

(b) 子どもにとって一番よい場合は、別の国で養子縁組できます。

(c) 別の国で養子縁組する場合、自分の国で養子縁組するときと
同じ権利を子どもがもつようにしなければなりません。

(d) 子どもの養子縁組が、子どもを養子にする人の金もうけの手段
になってはいけません。

(e) 子どもの養子縁組が、法律上の資格をもった責任のある機関によって
進められるように、国どうしが一緒に行動しなければなりません。



難民の子ども

第22条

難民の子どもの権利

1. 自分の国を離れなければならなかった子どもは、難民としてあつかわれる権利をもっています。難民の子どもは、ひとりでいても、親やそのほかの大人と一緒に、国際法とこの条約によって守られます。

2. 国と国際的な機関は、子どもを助け、めんどろを見なければなりません。子どもが親や家族と再会できるように、手助けをする必要があります。家族が見つからない場合は、ひとりで生活することがないように、家族にかわる保護者が子どものために用意されます。



23

子どもの権利条約



第23条

障がいのある子どもの権利

障がいのある子ども

1. 障がいがある子どもも、できるだけよい生活を送り、個性とほこりを大切にしてもらう権利をもっています。

できるだけ自立して、自分が暮らす社会に参加することができるように、ほかの子どもたちと同じようなあつかいを受ける権利があります。

2. 国は、障がいのある子どもが幸せになるために欠かせない特別な手助けを受ける権利を認めなければなりません。

3. そのことで、国は親をさらに助けなければなりません。子どもに、教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション、雇用、余暇、社会への同化、個人の成長の権利を約束するために、必要ならば、この助けは無料で行われます。

4. 障がいのある子どもを助けるために、国どうしが一緒に行動し、役に立つ情報を交換しなければなりません。発展途上国では、さらに特別な手助けが必要です。



24

子どもの権利条約

第24条

健康と医療に関する権利

1. 国は、子どもが健康でいられるように、子どもが必要とする保健サービスをすべて受けることができるようにしなければなりません。

2. 国は、とくに次のことについて行動する必要があります。

(a) 子どもの死亡率をさげること

(b) すべての子どもに対して、基本的な治療をよりよくあらためること

(c) 予防接種など手当てを積極的にしない、栄養失調とたたかうこと

(d) 出産前後の母親を積極的に手助けすること

(e) 健康、栄養、衛生に関する情報を積極的に届けること

(f) 家族計画をよりよくあらためること(いつ子どもを産むかということについて両親がうまく計画できるように、あらゆる方法で手助けをすること)

3. 国は、子どもの健康に危害がおよぶ伝統的なしきたりを、なくさなければなりません。



施設に入っている
子ども

第25条

病院などに入っている
子どもが審査を受ける
権利

ちりょう う びょういん
治療を受けるために、病院など
しせつ はい こ
の施設に入っている子どもは、
ちりょう ひつよう
その治療が必要なのかどうか
し じぶん お
を知るために、自分が置かれて
じょうきよう ていきてき しら
いる状況を定期的に調べてもら
けんり
う権利があります。





26

子どもの権利条約

第26条

社会保障を受ける
権利

社会保障を
受ける権利

1. 子どもには、^こ ^{しゃかいほしょう} ^う ^{けんり} 社会保障を受ける権利が
あります。つまり、^こ ^{せいかつ} 子どもは生活にどうし
ても^{ひつよう} ^{けんこう} ^{きょういく} ^た ^{もの} 必要なもの（健康、教育、食べ物など）
を^て ^い ^{くに} ^{せいど} ^{りよう} 手に入れられる国の制度を利用する
ことができます。

2. ^{くに} ^こ ^こ ^{しょうきょう} ^こ ^{そだ} 国は、子どもが置かれている状況や子どもを育てている
^{せきにんしゃ} ^{しょうきょう} ^{おう} ^{てだす} 責任者の状況に応じて、手助けをしなければなりません。



生活水準の確保

第27条

ふさわしい生活水準
を保つ権利

1. 子どもは、普通に成長で
きるような生活を送る権利を
もっています。

2. 親は、子どもの成長に責任があります。

3. とくに、子どもが食べるもの、着るもの、
住む場所について、必要があれば、国は親の
手助けをしなければなりません。

4. 扶養料をもらう権利がある場合、国は子どもが受け
とるものについて見張らなければなりません。子どもがどこ
にいても、この権利が守られるようにする必要があります。





28

子どもの権利条約



教育を受ける権利



第28条

教育を受ける権利

1. 国は、すべて

の子どもに教育の権利を認めなければなりません。

(a) 子どもには、小学校に無料で行く権利があります。

小学校へ行くのは義務です。

(b) 子どもには、中学校と高校に進む権利があります。

無料が必要なお金が援助されなければなりません。

(c) 子どもには、大学など、さらに上の学校に進む権利があります。

(d) 子どもには、学校のことや仕事のことについての指導を受ける

権利があります。

(e) 国は、子どもが学校に通えるよう、全力であと押しする必要があります。

2. 学校の決まりは、子どもの権利とほこりを大切にすることでなければなりません。

3. 世界中の無知や非識字(読み書きができないこと)と戦い、科学的な知識や技術的な知識を手に入れやすくするために、国どうしが一緒に行動しなければなりません。発展途上国では、手助けが必要です。



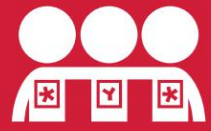
第29条

教育の目的

こ 子どもの教育には、
つぎ きょういく もくてき
次の目的があります。

- (a) こせい のうりよく たか たす
(a)個性をのばし、能力を高めることを助ける。
- (b) にんげん けんり きほんてき じゆう たいせつ
(b)人間の権利と基本的な自由を大切にする
ことをまな
学ばせる。
- (c) す くに う くに ふんか たいせつ
(c)住んでいる国や生まれた国の文化を大切に
することをまな
学ばせる。
- (d) じゆう しゃかい ひと りかい へいわ
(d)自由な社会で、すべての人を理解し、平和に、
ひろ ところ びょうどう した せきにん
広い心で、平等に、親しくしながら、責任をもって
生きていけるようにする。
- (e) しぜんかんきょう たいせつ まな
(e)まわりの自然環境を大切にすることを学ばせる。





少数民族・
先住民の子ども

第30条

少数派のグループや
先住民の子どもの権利



民族、宗教、言語について

少数民族の子どもにも、

自分の文化による生活を送り、

自分の宗教のおきてを守り、

自分のグループの言語を話す権利があります。



第31条

自由な時間をもつ
権利



休み、遊ぶ権利

1. 子どもには、休んだり、
自由な時間をもったり、
遊んだり、楽しむための活動を
する権利があります。

また、年齢にふさわしい芸術活動や
文化活動に参加する権利ももっています。

2. 国は、子どもが自由な時間をもつ権利を守り、
積極的にこの権利をあと押ししなければなりません。



32

子どもの権利条約

第32条

搾取から守られる
権利

経済的搾取・有害な
労働からの保護

1. 国は、子どもを搾取、つまり労働から守る必要
があります。

子どもは、危険な仕事や、健康、成長、教育のた
めにならない仕事をさせられることはありません。

2. 国は、子どもを搾取から守るために、できるかぎりのこと
をしなければなりません。

(a) 働くことのできる最低年齢を決めること

(b) 働く時間や条件についての決まりをつくること

(c) これらの決まりを守らない人を罰すること



第33条

麻薬から守られる権利

くに、すべての麻薬から子どもを守るために
必要なことをしなければなりません。
また、麻薬をつくったり売り買いすることに、
子どもが利用されたり、巻きこまれたりしないように
する必要があります。

第34～36条

性的な搾取、売買、
そのほかの搾取から
守られる権利



国は、すべての形の性的な搾取や性的な暴力から、
子どもを守らなければなりません。国どうしが一緒に行動
し、次のことをさせないような手段をとる必要があります。

(a) 法律に反する性的な行為をするように、子どもを誘ったり
強制すること

(b) 売春をさせるために、子どもを利用すること

(c) ポルノ作品(写真や映画)に子どもを利用すること

国は、子どもが売り買いされたり、誘拐されることから守らなければ
なりません。

国は、子どもの幸せのためにならないそのほかすべての形の搾取から、
子どもを守らなければなりません。





37

子どもの権利条約

第37条

拷問や自由を奪われることから守られる権利

拷問・死刑の禁止

くに 国は、次のことを見張らなければなりません。

(a) 拷問や、そのほかすべての残酷な、または下品な罰をうけていないか。子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れてはなりません。

(b) 独断的に、つまり法律上の理由がないのに、逮捕されていないか。子どもを逮捕して行動の自由を奪うのは、最後の手段です。

(c) もし自由を奪われていたら、人間らしくあつかわれて、ほこりを大切にしているか。大人と一緒に閉じ込められていないか。

(年齢に応じて) 子どもが必要なものを、気かけなければなりません。また、子どもには家族と連絡をとる権利があります。

(d) もし自由を奪われていたら、さまざまな形の助けを受けることができるようになっていないか。子どもには、自分が閉じ込められている理由を裁判所に聞く権利があります。裁判所はできるだけ早く、答えを返さなければなりません。



第38条

戦争のときに守られる
権利

1. 戦争のとき、国は国際人道法を大切にし、子どもを守る必要があります。

2. 国は、15歳になっていない子どもを、直接戦争に参加させてはなりません。

3. 15歳になっていない子どもは、兵士として戦場に連れていくことができません。15歳から18歳までの子どもは国が強制的に兵士にすることができますが、できるだけ年上の人から選ぶ必要があります。

4. 子どもが戦争に巻き込まれたら、国はその子どもを守り、手助けしなければなりません。





被害にあった子どもの回復と社会復帰

第39条

健康を回復し、社会に復歸することができる権利

こどもが放っておかれたり、搾取されたり、拷問を受けたり、そのほかどのような形であってもひどいあつかいを受けたら、国はその子どもが健康を回復し、普通の生活に戻ることができるように手助けをしなければなりません。





子どもに関する
司法

第40条

未成年者の権利と
司法

1. 子どもが罪を犯したりと疑われたり、罪を犯したことが認められた場合でも、国は子どもの基本的な権利を大切にしなければなりません。子どもの年齢を考慮して、よい状態で社会に戻ることができるように、すべてのことをする必要があります。

2. そのために、国は次のことを見張らなければなりません。

(a) 法律に反していないのに、子どもが罪を問われていないか。

(b) 次のことを保障する権利が子どもにあたえられているか。

- 子どもの罪が証明されるまでは、無罪とされなければなりません。

- 罪に問われている理由を、すばやく子どもに知らせなければなりません。

- 子どもは、年齢と状況に応じて、法律にもとづく公平な裁判を受けなければなりません(法律で定められた裁判所で裁いてもらう権利をもっています)。

- 子どもには、上訴する権利があります。判決が出たあと、もう一度裁判するように頼む権利をもっています。

- 子どもは、弁護士に立ちあってもらい、手助けを受けることができます。

- 使われている言語で話すことができない場合、子どもは通訳の手助けを受けることができます。

- 裁判の手続きが行われているあいだずっと、子どもの私生活と個人に関することを大切にする必要があります。

3. 国は、子どもの年齢に応じた法律をつくる必要があります。

(a) 国は、法律に違反すると判断されると判断される子どもの最低年齢を決める必要があります。

(b) できるかぎり、国は裁判以外のやり方で、子どもを手助けするための方法をとる必要があります。

4. 国は、子どもが置かれている状況や子どもが犯した罪に応じて、子どもの幸せのためになる指導方法や教育システムをつくる必要があります。



41

子どもにとって
もっともよい法律



42

条約の広報

子どもの権利条約 第41～ 42条

よりよいものによって
守られる権利
権利の広報

この条約に書かれていることよりも
国の法律が子どもにとってよいならば、
国の法律をあてはめなければ
なりません。

国は、この条約の文章を、大人だけでなく
子どもにも、広く知らせなければなりません。

第1回 R5.11.9 ココカラ ハジマル タカヤマ ノ ミライ

第2回 R5.12.19 ドンドン ヒロガル タカヤマ ノ ナカマ



高山市 子育て支援課

☎ 0577-35-3140



✉ kosodateshien@city.takayama.lg.jp